

議案第74号

但馬広域行政事務組合規約の一部を改正する規約の制定について

但馬広域行政事務組合規約の一部を次のように変更しようとする。よって地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議決を求める。

令和4年12月7日提出

養父市長 広瀬 栄

但馬広域行政事務組合規約の一部を改正する規約

但馬広域行政事務組合規約（平成7年兵庫県指令地第14号）の一部を次のように改正する。

第4条中「兵庫県豊岡市中央町2番4号」を「兵庫県豊岡市城南町23番6号」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

議案第74号 但馬広域行政事務組合同規約の一部を改正する規約 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、<u>兵庫県豊岡市中央町2番4号</u>に置く。</p>	<p>(事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、<u>兵庫県豊岡市城南町23番6号</u>に置く。</p>

位置図 (詳細図)

